

ご存知
ですか？

住宅セーフティネット制度

＼誰もが安心して暮らせる大阪をつくりましょう！

高齢者、障がい者、外国人、生活保護受給者等の入居について、
トラブルや事故、滞納の不安はありませんか？

居住支援法人が緊急連絡先の提供や見守りなど、様々な支援を行い、**家主の不安を解消します！**

高齢者、障がい者、低額所得者、外国人、子育て世帯などの住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）に安心して住まいを確保してもらえるよう、民間の空き家・空き室を活用して、これらの方の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進を目的に設立された制度を「住宅セーフティネット制度」と言い、以下の3つの柱で成り立っています。

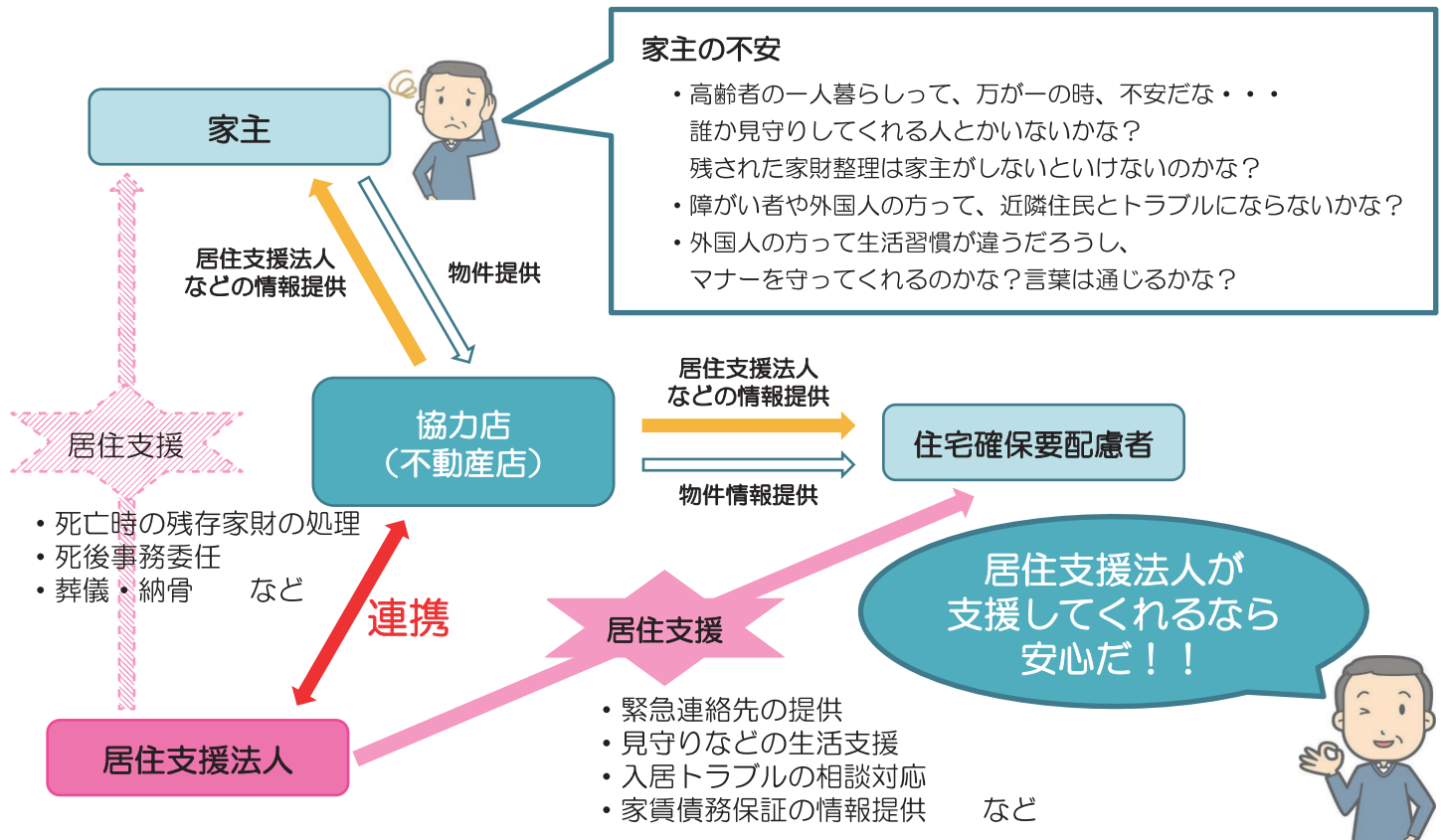
① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者への入居支援、住まいのマッチング

住宅セーフティネット制度のイメージ

～居住支援法人と連携体制を整えると住宅確保要配慮者の住まい探しがスムーズに行えます～



居住支援法人とは？

住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する**情報提供・相談**や、**見守り**等の生活支援などの居住支援を行う法人であり、「住宅セーフティネット法」に基づき**都道府県が指定しています**。



不動産事業者のみなさまにご協力いただきたいこと

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）を登録してください。

	一般住宅	共同居住型住宅（シェアハウス）
主な登録基準	耐震性を有すること	
	住戸の床面積が 18㎡以上 （台所、便所、浴室、収納を有すること）	住宅全体の面積：13.5㎡×N（入居者数）+10㎡以上 専用居室の床面積：7.5㎡以上
	※1戸から登録が可能です。 ※登録手続きについては、Osakaあんしん住まい推進協議会が代行で入力手続きを行うことも可能です。 ※ひとり親世帯向けシェアハウスについては、別途基準を設けています。 ※詳しくは、大阪府 居住企画課（06-6210-9707）までお問合せください。	

登録するとこんな**メリット**があります！

- メリット① 登録した賃貸住宅は、あんぜん・あんしん賃貸検索システム（<http://sumai.osaka-anshin.com/>）や国のHP（セーフティネット住宅情報提供システム：<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>）に掲載され、**情報を広く周知**することで、**空き家・空き室対策ができます**。
- メリット② 住宅確保要配慮者受入れにあたり必要な改修を行う場合は、**補助や低利融資等**を受けられます。
- メリット③ 入居前・入居後における事故や滞納などの不安や問題も市町村や**居住支援法人等**に相談でき、**解決に向けたサポート**が受けられます。
- メリット④ セーフティネット住宅に生活保護受給者が新たに入居する場合や家賃等を滞納している場合の住宅扶助及び共益費について、**原則、代理納付を適用**できます。

② 住宅確保要配慮者の住まい探しの相談に応じる「協力店」に登録してください。

※協力店とは・・・
高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者の住まい探しに関する相談に応じる不動産店です。

協力店に登録いただくとこんな**メリット**があります！

- ① **あんぜん・あんしん賃貸検索システムに掲載**
- ② **行政窓口で協力店として紹介**
- ③ **ステッカーやのぼりなどのPRグッズを無料提供**

「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」とは、大阪府内にある登録住宅や公営住宅、協力店などの情報を掲載し、詳細な条件で検索できるシステムです。

行政や福祉関係者等にもご使用いただいています。

大阪府では、「セーフティネット住宅」を「あんぜん・あんしん賃貸住宅」として情報提供しています。

◎協力店の登録方法

サイト下部の「協力店はこちら」から、または、下記アドレスから登録手続きが可能です。
<http://sumai.osaka-anshin.com/info/partners>



③ 居住支援法人と連携し、住宅確保要配慮者の住まい探しにご協力ください。

緊急連絡先がない、保証人がいない、近隣トラブルが心配など、住宅確保要配慮者の住まいが見つからない場合、居住支援法人が住宅確保要配慮者をサポートをすることで、**家主に安心**していただき、住宅確保要配慮者の入居を受け入れていただくことができます。

居住支援法人と連携していただき、住宅確保要配慮者の住まい探しにご協力ください！

Osakaあんしん住まい推進協議会 【<http://osaka-anshin.com/about/>】

高齢者、障がい者、低額所得者、外国人、子育て世帯などへの支援、不動産事業者の方への支援、それらの支援方策の検討を行い、住宅の確保に配慮を要する方をサポートできるよう、様々な取り組みを行っています。

【事務局】大阪府 居住企画課 TEL：06-6210-9707

